

魚津市告示第19号

魚津市こども家庭センター設置要綱を次のように定める。

令和7年2月5日

魚津市長 村椿 晃

魚津市こども家庭センター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、魚津市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

第2条 こども家庭センターは、民生部こども課に置く。

(対象者)

第3条 こども家庭センターの対象者は、市内に在住する全ての児童及びその家庭並びに妊産婦等とする。

(業務内容)

第4条 こども家庭センターは、次に掲げる業務を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない一体的な支援を実施することとする。

(1) 法第10条の2第2項各号に掲げる業務

(2) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項第1号から第4号までに掲げる業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うために必要な業務

(職員)

第5条 こども家庭センターに、センター長、統括支援員、その他必要な職員を置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(魚津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱の廃止)
- 2 魚津市子育て世代包括支援センター事業実施要綱（平成28年11月 9 日魚津市告示第134号）は、廃止する。
(魚津市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱の廃止)
- 3 魚津市子ども家庭総合支援拠点事業実施要綱（令和 4 年 3 月28日魚津市告示第34号）は、廃止する。